

# 文化財調査報告書

調査日：平成 23 年 11 月 21 日

- 1 種 別 天然記念物
- 2 名 称 猿田神社の森
- 3 指 定 年 月 日 昭和 49 年 3 月 19 日
- 4 所 在 地 銚子市猿田町
- 5 所 有 者 宗教法人 猿田神社

## 6 調査までの経緯：

猿田神社の森は、沖積低地に面した北総台地東端の半島状の地形をなしており、斜面林はスダジイ、アカガシ、タブなどからなる極相林としての特徴をよく保っていることから、天然記念物に指定されている。神社裏手の指定地内にはスギ、ヒノキの人工林と竹林、草地もある。さらに市道を挟んだ北側も神社の所有地であるスギ人工林があるが、市道より北側は指定地の範囲からは外れている。なお、本殿は桃山時代の豪華絢爛さを伝える貴重な建造物として、県の有形文化財に指定されている。総武線猿田駅の西にある鳥居をくぐり、線路およびその脇を流れる海上川を「先神橋」の石段を登って渡って境内へ入るのが表参道である。この先神橋は旧国鉄が線路敷設時に建設、寄進したレンガ造りの橋であるが、一部に 3 月 11 日の大震災時に亀裂が生じた。また、大震災後に神社裏手の谷津からの湧水である「ご神水」の水量が減少したという。

境内の北東側の台地上には車道が通っており、そこから境内へ切通し状の入口がある。この入口には新たな鳥居の建設が行われている。

## 7 現状及び取り扱いの留意事項：

線路に面した南斜面がスダジイを中心とした極相林で、生育は良好で、林床の状態も健全に保たれている（写真 1 左上）。鳥居を建設中の裏口は、多少の枝切りが行われているが、樹木の生育に影響を与えるほどではない（写真 1 右上）。

社殿裏側はスギ・ヒノキの若齢林であるが、あまり管理をされておらず、や

や過密となっており、林床植生も貧弱である。ご神水へ下る歩道沿いもスギが植栽されているが手入れ不足で、枯死木や落枝が放置されている(写真1左下)。

ご神水の湧出量はかろうじて流れ落ちる程度で、震災により地下水脈に変化が生じたことが推察される(写真1右下)。



写真1 猿田神社の森 左上：スダジイ天然林、左下：スギ人工林  
右上：鳥居工事現場、右中：「ご神砂」の採取場、右下：「ご神水」(湧水)

スギ・ヒノキ林から南へ歩道をたどり、「ご神水」へ降りていく斜面に、「ご神砂」の採取場所が設けられており、自由に土を掘って持ち帰って良いとされている。天然記念物に指定された範囲内の土地での土砂の採取については、法的には問題がある可能性も考えられるが、この場所での土砂採取が極相林として天然記念物の指定の理由となったスタジイ林の生育に影響を与える可能性は考えられないこと、「ご神砂」の採取が古くから地域の信仰として行われてきたことに鑑みれば、少量の土砂採取を規制する必要はないと判断される。

## 8 保護管理について

極相林の状態であり、現状では伐採や枝打ち等の管理行為は行っていない。スタジイ林の生育は良好であり、今後も特段の管理作業の必要はない。基本的には現状を維持すればよいと考えられる。

社殿裏のスギ・ヒノキ人工林については、天然記念物として特別な管理をする必要は認められないが、現在やや過密となっているので、健全な生育を維持するため、通常の間伐や枯枝の処理等の作業は行うべきである。これらの経常的な管理作業については、現状変更等の手続きは必要ない。

「ご神砂」の採取については、現状では問題ないと考えられるが、車両で現地に入れる場所であることから、重機を用いた大規模な土砂採取が行われることがないように、注意する必要がある。